

3-9: 事業活動における環境への配慮の促進

(別表一)、「環」

1. 国の施策

施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
【法律・基盤】 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成十六年六月二日法律第七十七号) (内容) 環境報告書の普及促進と信頼性の向上を図るための制度的枠組みを整備し、事業者の積極的な環境配慮の取組が、社会や市場から適切に評価されることを通じ、その発展に繋がるようにするための条件を整備する(2005年4月施行)。	
【税制】 【予算・補助】 【経済産業省実施】 ・ エネルギー使用合理化環境経営管理システムの構築事業 【環境省実施】 ・ 企業行動推進経費 ・ 環境と経済の統合に関する調査検討経費	76 百万円 (31 百万円) 58,815 千円 (2006 年度) 2007 年度も引き続き実施 23,190 千円 (2006 年度) 2007 年度も引き続き実施
【融資】 ・ 日本政策投資銀行「環境配慮型経営促進事業」 (内容) 環境配慮促進法に基づき、環境スクリーニングを行った上で、環境への配慮に対する取組が十分になされていると認められる企業が行う、企業の環境負担の低減・改善に資する事業活動全般に必要な資金を対象として、それらに対する融資もしくは当該企業の発行する社債(環境配慮型社債)に対する保証を行うものである。(2004年度から実施) ・ 日本政策投資銀行「新技術開発事業」 (内容) 民間企業の新技術の開発研究のための事業に対し低利融資を行うことで、民間企業における新技術の研究開発・技術開発活動を活性化させることにより、わが国の科学技術の進歩及び経済活力の維持	2007 年度も引き続き実施 2007 年度も引き続き実施

向上を図る。(2003 年度から実施)

【技術開発】	
【普及啓発】 【環境省実施】 ・ 環境マネジメントシステム (ISO14001, エコアクション 21) の普及促進 ・ 環境会計の普及促進 ・ 環境パフォーマンス指標の利用促進 ・ 環境金融の普及促進 【その他】	2007 年度も引き続き実施 (環境金融の普及促進に向けて、2007 年度に新たに、コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業や環境配慮型経営促進事業にかかる利子補給制度等を実施する予定。)

3-10: 国民運動の展開 (情報提供、普及啓発)

(別表一)、[環]

1. 国の施策

施策の全体像	2006 年度実績 (2007 年度予定)
[法律・基準] 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 (平成十五年七月二十五日法律第百三十号) 2003 年 7 月に議員立法により成立し、同年 10 月 1 日に一部施行。その後同法基本方針の閣議決定、「人材認定等事業に係る登録に関する省令」の公布を経て 2004 年 10 月に完全施行。今後関係各省及び様々な主体と連携して、学校、地域、家庭等あらゆる場における環境教育や環境保全活動の基盤作り、場や機会の提供を進めていく。 [税制] [予算/補助] [経済産業省実施] ① 新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業費補助金 2006 年度予算額 (2007 年度予算案) 1 億 64 百万円 (66 百万円) [環境省実施] ① 地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業 3,000 百万円 (3,000 百万円) 50 百万円 (50 百万円) ② 「環のくらし」普及啓発事業 (800 百万円 2007 年度新規) ③ 温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業 108 百万円 (88 百万円) ④ 子ども達の自主的な環境活動、環境学習を支援することもエコクラブ事業 100 百万円 (72 百万円) ⑤ 家庭における環境に配慮した生活を推進する我が家の環境大臣事業 [融資] [技術開発] [普及啓発] ① 地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業 (2005 年度から実施) ② 「環のくらし」普及啓発事業 (2003 年度から実施) ③ 温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業 (2007 年度から開始) ④ 子ども達の自主的な環境活動、環境学習を支援することもエコクラブ事業 (1995 年度から実施) ⑤ 家庭における環境に配慮した生活を推進する我が家の環境大臣事業 (2005 年度から実施) [その他]	2007 年度も引き続き実施 2007 年度も引き続き実施 2007 年度も引き続き実施 2007 年度も引き続き実施

3-11: 公的機関の率先的取組

(別表一)、[環]

1. 国の施策

施策の全体像	2006 年度実績見込み (2007 年度予定)
[法律・基準] 政府では地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針 (平成 11 年 4 月 9 日閣議決定)に基づき策定された「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成 14 年 7 月 19 日閣議決定)を引き継ぎ、同法及び目標達成計画に基づき新たな「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成 17 年 4 月 28 日閣議決定)を策定した。 これにより、平成 13 年度比で平成 18 年度までに政府の事務及び事業に伴い、直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 7%削減することを目標としている。 また、地方公共団体の取組として、都道府県及び市町村は、地球温暖化推進法 21 条に基づき、「当該都道府県及び市町村の事務及び事業に關し、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に關する計画」を策定することが義務づけられている。 [税制] [予算/補助] [融資] [技術開発] [普及啓発] [その他] 地球温暖化対策推進法 10 条に基づき地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に地球温暖化対策推進本部が設置されており、関係省庁において行政機関の職員で構成される幹事会を設置し、行政機関における地球温暖化対策推進に取り組んでいる。	継続 平成 13 年度から 5 カ年計画で実施している「政府の実行計画」が平成 18 年度で終了し、平成 19 年度より新たな政府実行計画に基づき取組を実施する予定。

3-12: サマータイムの導入

(別表一)、【環】

1. 国の施策

施策の全体像		2006 年度実績見込み (2007 年度予定)
【法律・基準】		
【税制】		
【予算/補助】		
【融資】		
【技術開発】		
【普及啓発】	「生活構造改革の推進に関する基礎的調査等業務」(調査事業)により以下の事業を行っている(2001 年度から実施) 1. 学識経験者、専門家、実務家からなる「生活構造改革企画委員会」を設置し、サマータイム制度導入のための情勢分析の実施 2. 各界のオピニオンリーダーで構成する「生活構造改革フォーラム」を開催し、サマータイムの我が国への導入課題についての検討の実施 3. サマータイム制度の概要、生活・環境への影響など平易に解説したホームページを開設・運用。	2007 年度も引き続き実施
【その他】		

3-13: ポリシーミックスの活用 (経済的手法、環境税、国内排出量取引制度)

(別表一)、【環】

1. 国の施策

施策の全体像		2006 年度実績見込み (2007 年度予定)
【税制】 ○環境税 環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会をはじめ各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。 ・環境省は、2004 年、2005 年に引き続き、2006 年に「地球温暖化対策のための税制のグリーン化」の中で環境税の要望を行った。 ・「平成 19 年度の税制改正に関する答申」(政府税制調査会) 「環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、諸外国における取組状況、既存エネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していく」こととされた。(2006 年 12 月)		
【予算/補助】 ・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 ・国内排出量取引推進事業		27.6 億円 (2006 年度) 30 億円 (2007 年度) 2 億円 (2006 年度) 2.5 億円 (2007 年度)
【その他】 ○自主参加型排出量取引の実施 温室効果ガスの費用効率的かつ着実な排出削減と、国内排出量取引に関する知見及び経験を蓄積するために、2005 年度から、排出削減に自主的・積極的に取り組もうとする事業者に対し、一定量の排出削減約束と引換えに、省エネ等のための設備導入について補助し、削減約束達成のために排出枠の取引という柔軟性措置の活用もできる仕組みの事業を進めている。		